

議第43号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第79号中「2,000円」を「2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円）」に改め、同項第81号から第83号までを次のように改める。

(81)から(83)まで 削除

第2条第1項第228号の12中「1,800円」を「1,400円」に改め、同項第262号の表中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 皮革面積計	2,750円
---------	--------

第2条第1項第264号の表中

ロ 分銅又はおもり	10円	を  に改
ロ 分銅又はおもり ハ 皮革面積計	10円 2,500円	

め、同項第362号の次に次の1号を加える。

(362)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例の認定の申請に対する審査  
建築物の容積率の特例 27,000円  
認定申請手数料

第2条第1項第363号の次に次の1号を加える。

(363)の2 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の許可の申請に対する審査  
建築物の建蔽率の特例 33,000円  
許可申請手数料

第2条第1項第366号の次に次の1号を加える。

(366)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可の申請に対する審査  
建築物の高さの特例許可 160,000円  
可申請手数料

第2条第1項第367号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に、「基づく建築物の高さの」を「基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「建築物の高さの許可申請手数料」を「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項第368号の次に次の1号を加える。

(368)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可の申請に対する審査  
建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第381号中「既存建築物を除く」を「建築等に係るものに限る」に改め、同項第382号中「建築の」を「新築又は一敷地内認定建築物の増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建

建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の建築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等に係るものに限る」に改め、同項第423号の10の表の付表第1中

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	を
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同号の表の付表第2中

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	を
--	-----------------------	---------	---

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円

に改

め、同表の備考中「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分）」を削り、同号の表の付表第3中「第54条第1項第1号に定める」を「第54条第1項第1号に掲げる」に、「（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)。次号、第423号の12及び第423号の13において同じ。）」に改め、同項第423号の11の表の付表第1中

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
--	-----------------------	---------

を

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円

に改

め、同号の表の付表第2中

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
--	-----------------------	---------

を

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて審査を受ける場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円

に改

め、同表の備考中「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）」を削り、同号の表の付表第3中「第54条第1項第1号に定める」を「第54条第1項第1号に掲げる」に、「第

1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)」に改め、同項第423号の12の表の付表第1中

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	を
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同号の表の付表第2中

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	を
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	33,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	58,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	105,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	158,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円	

め、同表の備考中「単位住戸」を「単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）」に、「共用部分」を「共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）」に改め、同号の表の付表第3中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、「（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ(2)。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、同項第423号の13の表の付表第1中

	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	を
--	-----------------------	---------	---

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,000円	に改
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	10,000円	
	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	

め、同号の表の付表第2中

	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	を
--	-----------------------	---------	---

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円	に改
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円	
	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円	

め、同項第423号の14の表の付表第1中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号の表の付表第2中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同項第455号の8の次に次の2号を加える。

(455)の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査 特定自動運行許可申請 79,200円  
手数料

(455)の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 特定自動運行計画変更 78,500円  
許可申請手数料

別表中「、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料」を削り、「運転経歴証明書交付手数料」を「特定自動運行許可申請手数料、特定自動運行計画変更許可申請手数料、運転経歴証明書交付手数料」に改める。

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第79号及び第81号から第83号までの改正規定並びに別表の改正規定（「、一般旅券発給手数料、一般旅券渡航先追加記載手数料、一般旅券査証欄増補手数料」を削る部分に限る。）並びに次項の規定は、同年3月27日から施行する。

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前にされた旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請に係る一般旅券発給手数料、同法第9条第1項の規定による一般旅券の渡航先の追加の申請に係る一般旅券渡航先追加記載手数料及び同法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請に係る一般旅券査証欄増補手数料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

建築基準法の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額の適正化を図る等のため提案するものである。

議第44号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第12号中「第53条第4項」を「第53条第4項、第5項」に、「第55条第3項各号」を「第55条第3項及び第4項各号」に、「第59条第1項第3号」を「第58条第2項、第59条第1項第3号」に改め、同欄第13号中「第55条第2項」を「第52条第6項第3号、第55条第2項」に改め、同表第16項事務の欄第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、同欄第10号中「届出者」を「届出者等」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を削り、同欄第6号中「第8条第2項」を「第8条第3項前段」に改め、同号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 法第8条第3項後段の規定による現有旅券の返納の受理

第2条第1項の表第16項事務の欄第5号中「及び第12条第3項」を削り、同号を同欄第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 法第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理

第2条第1項の表第16項事務の欄第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認

第2条第1項の表第43項事務の欄第2号中「公告及びインターネットの利用による公表並びに」を「公表及び」に改め、同表中第49項を第50項とし、第45項から第48項までを1項ずつ繰り下げ、第44項の次に次の1項を加える。

<p>45 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第5項第6号イに規定する土地（同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する行為に係るものを除く。）に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可（同条第5項第6号イに規定する土地に係るものを除く。）</p> <p>(3) 法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告（第1号に規定する認可に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第18条第7項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可の通知及び公告（第2号に規定する認可に係るものに限る。）</p>	<p>酒田市及び尾花沢市（第1号及び第3号に掲げる事務にあっては、酒田市に限る。）</p>
---	---

第2条第2項の表第1項事務の欄第1号中「第12条」を「第11条」に改め、「及び登録した旨又は登録しない旨の通知」を削り、同欄第13号を第22号とし、第12号を第21号とし、第11号を第20



号とし、同欄第10号中「第29条」を「第31条第1項」に改め、同号を同欄第16号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (17) 法第31条第2項の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し
- (18) 法第31条第3項の規定による博物館に相当する施設の指定又は指定の取消しの公表
- (19) 法第31条第4項の規定による専門的又は技術的な指導又は助言

第2条第2項の表第1項事務の欄第9号中「第27条第2項（法第29条において準用する場合を含む。）」を「第29条第2項」に改め、同号を同欄第15号とし、同欄第8号中「第27条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同欄第14号とし、同欄第7号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「抹消」を「抹消及び公表」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第6号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第5号中「第14条第2項」を「第19条第3項」に、「通知」を「通知及び公表」に改め、同号を同欄第11号とし、同欄第4号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第3号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に、「変更登録」を「変更登録及び公表」に改め、同号を同欄第5号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (6) 法第16条の規定による定期報告の受理
- (7) 法第17条の規定による報告又は資料の提出の要求
- (8) 法第18条第1項の規定による勧告
- (9) 法第18条第2項の規定による措置命令

第2条第2項の表第1項事務の欄第2号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「登録事項等」を「登録事項」に改め、同号を同欄第4号とし、同欄第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 法第13条第3項（法第18条第3項及び第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
- (3) 法第14条第2項の規定による登録の通知及び公表

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表第43項の改正規定は公布の日から、同表第16項の改正規定及び次項の規定は同年3月27日から施行する。
- 2 改正前の第2条第1項の表第16項に掲げる事務のうち、旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる処分に係る同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第12条第3項において準用する同法第8条第1項の規定による一般旅券の交付に係る事務については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

条例による事務処理の特例として市町村が処理することとする事務の範囲を拡大する等のため提案するものである。

山形県脱炭素社会づくり条例の設定について

山形県脱炭素社会づくり条例を次のように制定する。

山形県脱炭素社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 推進計画等（第7条・第8条）

第3章 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策（第9条－第15条）

第4章 推進体制等（第16条－第18条）

附則

地球温暖化への対処は、私たち一人ひとりに課せられた喫緊の課題である。令和3年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約」によれば、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした影響は、本県においても例外ではない。私たちのふるさと山形県は、数多くの秀麗な山々、県土を縦貫する母なる最上川、紺碧の日本海に象徴され、全国一の面積のブナの天然林をはじめとする豊かな緑や清らかな水などの美しく豊かな自然に恵まれており、私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきた。しかしながら、近年は大雨による河川の氾濫等の被害が観測され、県民生活が大きく脅かされている。

こうした状況の中、我が国を含む世界各国が、気候変動に関する国際連合枠組条約第21回締約国会議（COP21）において平成27年12月に採択されたパリ協定の下、21世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出の量を実質的にゼロにすることを目指して取組を進めているところである。そして本県においても、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出の量を2050年までに実質的にゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンやまがた2050」を令和2年8月に宣言し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの拡大等により化石燃料への依存からの脱却を図ることを決意したところである。これを実現し、人間の社会活動による気候変動への影響を最小限に食い止めるためには、県民が一丸となり、実効性のある取組を直ちに行っていくことが求められる。

このため、私たちは、地球温暖化への対処を契機として、生活様式や経済活動などあらゆる社会経済構造の変革を推進し、柔軟で革新的な発想をもってこの変革を社会経済の成長へと結び付け、真の意味で持続可能な社会を構築していかなければならない。そのためには、太陽光、水力、風力、バイオマスその他の地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの積極的な利用をはじめとする地域の脱炭素化に取り組み、併せて地域の環境の保全並びに地域の課題の解決を通じた地域の経済及び社会の持続的発展を図る必要がある。

ここに、私たちは、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないこのふるさと山形県の健全で恵み豊かな環境を守り、将来の世代に継承していくため、県、事業者、県民等が相互に協力しあい、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた取組を推進していくことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、2050年までの脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、脱炭素社会の実現に向けた施策（以下「脱炭素施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会の実現を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素社会 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (2) 地域の脱炭素化 法第2条第6項に規定する地域の脱炭素化をいう。
- (3) 温室効果ガス 法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 温室効果ガスの排出の量の削減等 法第2条第2項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減等をいう。

### (基本理念)

第3条 脱炭素施策の推進は、山形県環境基本条例（平成11年3月県条例第7号）及びパリ協定の趣旨を踏まえ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展を推進しつつ、本県における2050年までの脱炭素社会の実現を旨とし、地域の脱炭素化を中心として、県、事業者、県民等の密接な連携の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

### (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、脱炭素施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が行う脱炭素施策について広域的な観点から必要な調整を行うとともに、これを支援するように努めるものとする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるように努めるものとする。

### (県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現の重要性について理解を深めるとともに、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるものとする。

## 第2章 推進計画等

### (推進計画の策定)

第7条 知事は、脱炭素施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 脱炭素施策の推進に関する基本的な方針
- (2) 脱炭素施策の内容及び実施に関する目標
- (3) その他脱炭素施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、県が講じた脱炭素施策の実施の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3章 脱炭素社会の実現に向けた基本的施策

(地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用)

第9条 事業者及び県民は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを積極的に利用するように努めるものとする。

2 県は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、関係者の連携の促進、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業活動に伴う排出削減)

第10条 事業者は、事業の用に供する機械器具のエネルギー消費性能（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第148条第1項に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、輸送方法等の見直し、廃棄物の発生の抑制、化学肥料及び農薬の使用の低減その他の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、エネルギー消費性能が優れている機械器具の導入の促進、事業者が行う温室効果ガスの排出の量の管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に温室効果ガスの排出の量の削減に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）の普及及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(日常生活における排出削減)

第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に資する行動の選択に配慮するように努めるものとする。

2 県は、日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減を促進するため、住宅のエネルギー消費性能の向上の促進、温室効果ガスの排出の量の削減に資する地域環境の整備及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林等による吸収作用の保全等)

第12条 事業者及び県民は、森林、藻場等（以下「森林等」という。）による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化について理解を深めるとともに、森林等の整備及び保全に関する活動への参加、事業活動及び日常生活における県産木材（県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。次項において同じ。）の利用その他の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るため、森林等の整備及び保全、県産木材の加工及び流通の体制の強化、事業者及び県民の温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関して行う活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発等)

第13条 県は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発及び活用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該研究開発の成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(脱炭素学習への参加等)

第14条 県民は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において脱炭素社会の実現の重要性についての理解を深めるために行われる学習及び教育（以下「脱炭素学習」という。）に参加するように努めるものとする。

2 事業者は、その従業員その他の県民に対する脱炭素学習の機会を提供するように努めるとともに、その従業員が他の者が行う脱炭素学習に参加することができるように配慮するよう努めるものとする。

3 県は、事業者及び県民の脱炭素社会の実現の重要性についての理解を深めるとともに、これらの者の脱炭素社会の実現に関する活動を行う意欲が増進されるよう、脱炭素学習の振興、脱炭素学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（気候変動適応の推進）

第15条 県は、地域の脱炭素化のための取組の持続的な実施を図るためには、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応を推進することが重要であることに鑑み、同条第1項に規定する気候変動影響による被害の発生を防止し、又は軽減するための施策の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第4章 推進体制等

（推進体制の整備）

第16条 県は、事業者、県民、市町村、法第38条第1項の規定により知事が指定する地域地球温暖化防止活動推進センターその他関係機関と連携して、脱炭素施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第17条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、脱炭素施策を推進するものとする。

（財政上の措置）

第18条 県は、脱炭素施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている脱炭素施策に関する計画であつて、推進計画に相当するものは、第7条第1項の規定により定められたものとみなす。

#### 提 案 理 由

2050年までの脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、脱炭素社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため提案するものである。

議第46号

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

子育てするなら山形県推進協議会条例の一部を改正する条例

子育てするなら山形県推進協議会条例（平成25年7月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第4項」を「第72条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

## 議第47号

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例  
山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表第7項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認すること。
- (6) 子どもの通園を目的とした自動車（車内の子どもの見落としのおそれが少ないものとして知事が別に定めるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号の規定による子どもの所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の別表第7項第6号の規定の適用については、同号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合においては、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同表第7項第5号の規定による子どもの所在の確認を行わなければならない。

### 提 案 理 由

認定こども園の認定の要件に、子どもの移動のための自動車の運行に係るものを追加する等のため提案するものである。

議第48号

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、社会福祉施設の職員と兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第7条第4項ただし書を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定は、第1項の乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、社会福祉施設の設備と兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

第9条中「から第13条まで」を「、第12条」に、「同条例」を「児童福祉施設基準条例」に改め、同条の表中

第13条	児童福祉施設の長	認定こども園法第14条第1項に規定する園長
	入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第16条	利用者	園児

を

第16条	利用者	園児
------	-----	----

に改

める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

園児の保育に直接従事する職員について、その行う保育に支障がない場合に社会福祉施設の職員



と兼ねることができることとする等のため提案するものである。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の  
一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設の外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（車内の児童の見落としのおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による児童の所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な」を「、規則で定める」に改める。

第52条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第55条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第55条に次の1項を加える。

- 2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2第1項に規定する児童福祉施設（保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センター（児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において同項に規定する自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて改正後の第7条の3第1項の規定による児童の所在の確認を行わなければならない。

#### 提 案 理 由

保育所等が児童の移動のために自動車を運行するときに、児童の所在を確実に把握することができる方法によりその所在を確認することとする等のため提案するものである。

議第50号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定  
する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例  
山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を  
次のように改正する。

別表中

円
18,400
12,900

を

円
19,800
14,900

に、

9,060
60,000
9,060
47,800
9,060

を

8,970
62,400
8,970
50,600
8,970

に改め

る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

保健所及び衛生研究所の手数料の額の適正化を図るため提案するものである。

議第51号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第17条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第17条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（車内の障害児の見落としのおそれが少ないものとして規則で定めるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による障害児の所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

第25条の5中「第12条」を「第12条及び第21条」に改める。

第38条中「及び第17条」を「、第17条から第20条まで及び第22条」に改める。

第47条の7及び第53条中「第18条」を「第17条の2、第17条の3第1項、第18条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条、第25条の5及び第38条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第17条の2（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において

準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第17条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条の3第2項(新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2及び第47条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援(同法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援に係るものを除く。)又は山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第26条第1項に規定する基準該当児童発達支援若しくは同条例第45条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者において新条例第17条の3第2項に規定する自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該自動車を日常的に運行するこれらの事業を行う者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて同条第1項(新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2及び第47条において準用する場合を含む。)の規定による障害児の所在の確認を行わなければならない。

#### 提 案 理 由

指定児童発達支援事業者等が障害児の移動のために自動車を運行するときに、障害児の所在を確実に把握することができる方法によりその所在を確認することとする等のため提案するものである。

## 議第52号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第11条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第11条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第11条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設の外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、その所在を確認しなければならない。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第22条中「第7条」を「第7条から第14条まで及び第16条」に改める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第11条の2（改正後の第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第11条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定福祉型障害児入所施設等が障害児の移動のために自動車を運行するときに、障害児の所在を確実に把握することができる方法によりその所在を確認することとする等のため提案するものである。

議第53号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

強度試験	工業材料	1試験	1試料	3,900円
	土木建設材料	1試験	1試料	2,410円
	工業製品	1試験	1試料	7,900円
	土木建設製品	1試験	1試料	5,720円
種別物性試験	繊維	1試験	1試料	3,190円
	食品	1試験	1試料	5,440円
	その他	1試験	1試料	10,000円
共通物性試験	熱定数測定試験（高温）	1試験	1項目	15,300円
	その他	1試験	1試料	16,200円

を

強度試験	工業材料	1試験	1試料	4,040円
	土木建設材料	1試験	1試料	2,460円
	工業製品	1試験	1試料	8,110円
	土木建設製品	1試験	1試料	5,860円
種別物性試験	繊維	1試験	1試料	3,360円
	食品	1試験	1試料	5,520円
	その他	1試験	1試料	10,370円

に、



共 通 物 性 試 験	1 試 験 24時間	28,000円
-------------	------------	---------

14,000円
7,190円
4,590円
6,070円
18,700円
13,400円
720円
1,680円
5,070円
2,620円
2,280円
880円
5,780円
10,600円

を

14,300円
7,240円
4,680円
6,200円
18,900円
13,700円
730円
1,740円
5,140円
2,680円
2,320円
900円
5,900円
10,830円

に、

10,200円
193,000円
99,200円

を

12,000円
198,000円
101,000円

に、

3,030円
630円
440円

を

3,120円
640円
450円

に改め、同表の備考第1項中「3,900円」を「4,040円」に、

「310円」を「320円」に改め、同備考中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するととも

に、額の適正化を図るため提案するものである。

議第54号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例の設定について

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 旅館業法施行条例(昭和33年7月県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項第2号中「第2条」を「第2条第1項」に、「第29条」を「第31条第1項」に改め、同条第2項中「による」を「の規定による」に改める。

(山形県立博物館条例の一部改正)

第2条 山形県立博物館条例(昭和46年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 県は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第55号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県空港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項及び第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形空港に係る着陸料を10分の1とする期間及び着陸料を徴収しない期間を延長するため提案するものである。

議第56号

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県営住宅条例の一部を改正する条例

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第2条第3項」を「第2条第2項」に改める。

第26条の3の次に次の1条を加える。

（管理の特例）

第26条の4 法第47条第1項の規定により市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条、第4条、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第2項及び第4項、第10条、第17条第2項、第24条の2第1項及び第5項並びに第25条の2	知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
第4条	終了、公営住宅建替事業（同条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）による公営住宅の除却	終了
第9条第1項及び第3項	知事の承認を受けたときは、知事	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長の承認を受けたときは、当該市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長
第23条	知事に	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長に
	法第33条第2項	政令第15条の規定により読み替えて適用する法第33条第2項
	知事が	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長が

第23条及び第25条第1項	知事の	市町村長若しくは山形県住宅供給公社の理事長の
第25条第1項	知事は	市町村長又は山形県住宅供給公社の理事長は

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

市町村又は山形県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行うことができるようにする等のため提案するものである。

議第57号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
市町村立学校	人 5,568	人 321	人 63	人	人	人 342	人	人 10	人 6,304
県立中学校	17	1				1		1	20
県立特別支援学校	807	26		69	24	50		65	1,041
県立高等学校	1,742	53			146	153	14	113	2,221

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

児童及び生徒並びに学級の数の変動等に伴い、学校職員の定数を変更するため提案するものである。